

改正後

新潟県介護施設等職員宿舍整備費補助金交付要綱

第1～第15（省略）

附 則

この要綱は、令和8年5月 日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表1～3（省略）

別表4（補助金の算定方法）

配分基準	補助率	対象経費
1 基準面積 1 定員あたりの延床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む）33㎡ なお、実際の整備面積がこれを下回る場合は当該整備面積を基準面積とする。 2 1㎡あたりの補助単価 木造 198千円 鉄筋コンクリート造 282千円 鉄骨造 233千円 軽量鉄骨造 219千円 なお、実際の整備単価（改修以外）が上記単価を下回る場合は当該整備単価を補助単価とする。 3 創設（既存建物の改修）、改修 整備に係る宿舍定員数×1 定員あたりの1の基準面積×（2の補助単価×0.27（実際の整備単価がこれを下回る場合は、当該単価）） 4 3以外の整備 整備に係る宿舍定員数×1 定員あたりの1の基準面積×2の補助単価	1／3	職員宿舍の整備（<u>宿舍の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。</u>）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

土地の買収や整地費用、外構整備費（一部を除く）、設備整備費（一部を除く）、移転に伴う経費（仮設整備を含む）は対象外とする。

特別地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）に基づく離島に所在する場合は、算定された補助金額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

補助金の算定にあたって1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

改 正 前

新潟県介護施設等職員宿舍整備費補助金交付要綱

第 1 ～第 15 （省略）

（追 加）

別表 1 ～ 3 （省略）

別表 4 （補助金の算定方法）

配分基準	補助率	対象経費
1 基準面積 1 定員あたりの延床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む）33 m ² なお、実際の整備面積がこれを下回る場合は当該整備面積を基準面積とする。	1 / 3	職員宿舍本体の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
2 1 m ² あたりの補助単価 木造 149 千円 鉄筋コンクリート造 216 千円 鉄骨造 178 千円 軽量鉄骨造 168 千円 なお、実際の整備単価（改修以外）が上記単価を下回る場合は当該整備単価を補助単価とする。		
3 創設（既存建物の改修）、改修 整備に係る宿舍定員数×1 定員あたりの 1 の基準面積×（2 の補助単価×0.27（実際の整備単価がこれを下回る場合は、当該単価））		
4 3 以外の整備 整備に係る宿舍定員数×1 定員あたりの 1 の基準面積×2 の補助単価		

- 土地の買収や整地費用、外構整備費、設備整備費、移転に伴う経費（仮設整備を含む）は対象外とする。
- 特別地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）に基づく離島に所在する場合は、算定された補助金額に 0.08 を乗じて得た額を加算することができるものとする。
- 補助金の算定にあたって 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。